

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場のもとで、その健全育成を図るものです。

事業実施における設備及び運営についての基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定める必要があります。

| | |
|---------|------------|
| 従うべき基準 | 従事する者及び職員数 |
| 参酌すべき基準 | 上記以外 |

| 項目 | 国基準 | 従・参 | 本市基準 | |
|----------------------|--|---------------------|---|---|
| 従事する者 (職員の 資格) | 児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者)を基本とし、都道府県の研修を受講した者とする(経過措置あり)。 | 従 | 国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする) | |
| 職員数 | 職員を2人以上配置し、うち1人以上は有資格者とする。児童数が20人未満の放課後児童健全育成事業所については、2人以上の専任職員の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、専任職員は1人でも可とする(この場合の専任職員は有資格者とする)。 | 従 | 〃 | |
| 児童集団の規模 | 児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。児童数がおおむね40人を超える放課後児童健全育成事業所については、複数の放課後児童健全育成事業所に分割して運営することや、ひとつの放課後児童健全育成事業所の中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努める。児童数は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉える。 | 参 | 〃 | |
| 施設・設備 | 児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とする。 | 参 | 〃 | |
| 開所日数 | 年間250日以上を原則とする。 | 参 | 〃 | |
| 開所時間 | 小学校の授業の休業日については1日8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日3時間以上を原則とする。 | 参 | 〃 | |
| その他 | 秘密保持等 | 業務上知り得た秘密の漏洩防止 | 参 | 〃 |
| | 保護者との連絡 | 保護者との密接な連絡と協力関係の確保 | 参 | 〃 |
| | 事故発生時の対応 | 事故発生時の連絡体制の確保と必要な措置 | 参 | 〃 |

| 項目 | 国基準 | 従・参 | 本市基準 |
|---------------|-----|-----|---|
| 暴力団の排除（市独自基準） | — | — | 市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、暴力団等であってはならないことを規定します。 |